

科目5

# 子どもの生活面における対応等

講師紹介

○丸山 佳貫（まるやま かつら）

○練馬区（東京都） 児童館長

○区立児童館長と学童クラブ（放課後児童クラブ）所長とを10年以上兼任  
地域の子どもたちの健全育成に30年以上携わっております

# はじめに

## ○子育て支援員研修における本科目の位置づけ

- 4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
- ⑤ 子どもの生活面における対応等

## ○本講義の目的

- 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性を理解する
- 2. 子どもの健康維持のための衛生管理について理解する
- 3. 食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を理解する
- 4. 安全対策及び法令の遵守の必要性を理解する

本科目で網羅する  
シラバスの内容

1. 子どもの健康管理及び情緒の安定
2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡
3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応
4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

- ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の把握の大切さ

# 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

- ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の大切さ

# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

- ・日常の衛生管理の大切さとおやつの提供時の衛生管理の徹底の必要性
- ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認とその対応
- ・救急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の基礎知識

# 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

- ・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方
- ・事故やけがの防止と発生時の対応

## まとめ

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

## 放課後児童クラブ運営指針

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

#### 1 育成支援の内容

- (4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。



# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
- ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
- ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
- ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

## 放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容 1 育成支援の内容(4)

② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。

- 子どもの出欠席について  
あらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、  
連絡なく欠席したり  
来所が遅れたりした子どもについては  
速やかに状況を把握して適切に対応する。

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

- ◆ 子どもの安全と保護者の安心を確保する
- ◆ 同時に、放課後児童クラブでの育成支援に見通しが立てられるようにする
- ◆ 出欠席の確認 ～保護者からの連絡
  - ☞ 当日の変更方法も確認できるようにする
  - ☞ 緊急時には、速やかに保護者に連絡する
- ◆ 緊急時の対応方針
  - ☞ あらかじめ検討し、職員間で共有する

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

## 放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容 1 育成支援の内容(4)

② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。

- 子どもの出欠席について  
あらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、  
連絡なく欠席したり  
来所が遅れたりした子どもに  
ついては速やかに状況を把握して適切に対応する。

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

## ◆ 来所が遅れる、連絡なく欠席する場合の対応

### ☞ 速やかな状況把握と適切な対応

- ・同じクラスの子ども等に、その子どもの下校時の様子等を聞く
- ・学校に尋ねる
- ・保護者に連絡する

### ☞ なぜそうなったのか？ 子どもの理由を確認する。

### ☞ その上で、自分の判断で欠席しないことを理解できるように説明する。

### ☞ 欠席の背景にある子どもの気持ちや状況を把握する。

### ☞ 保護者と協力して対応を図っていく。

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

## 放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容 1 育成支援の内容(4)

② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。

- 子どもの来所時には、  
子どもが安心できるように迎え入れ、  
子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

## ◆ 子どもが来所する前に行う必要があること

☞ 施設設備や遊具等の安全点検、整理整頓、清掃等

## ◆ 放課後児童クラブ職員からの「声かけ」は大切

☞ 子どもが安心できるように迎え入れる

## ◆ 普段の姿（いつもの様子）を把握しておく

☞ 一人ひとりの普段の健康状態・心身の状態

☞ 放課後児童クラブ職員の間で情報を共有

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

## 《普段の姿（いつもの様子）を把握する例》

- 子どもの普段の体調と情緒が安定している時の状態を把握し、その情報を放課後児童クラブ職員の間で共有しておく。
- 子どもの最近の来所時の様子や前日の様子、体調等について打合せの際に伝え合う。
- 来所時の子どもの様子に目を配る。



# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

## 《普段の姿（いつもの様子）との変化に気付く例》

- 一緒に帰ってくる子どもがいつもと異なる。  
(いつもは一緒に帰ってくるのに、今日は別々に帰ってきた)
- 来所時の様子や子ども同士のやりとりにいつもと異なる雰囲気がある。
- 来所直後の行動がいつもと異なっている。  
(ランドセルを置く、連絡帳を出すなどの行動がいつもより乱暴・遅い)
- いつもは話しかけてくる子どもが、放課後児童クラブ職員に顔を向けようとしなない。

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

## 放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容 1 育成支援の内容(4)

② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。

- 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

## ◆ 静養や気分転換が必要なことに気づいたとき

👉 時機を逸さず対応する

## ◆ 病気やケガ

👉 状態を把握、速やかに保護者に連絡

## ◆ 普段の姿（いつもの様子）を把握する

👉 日常の遊び・生活の様子・保護者との連絡等を通して様子を把握し、情報を放課後児童クラブ職員間で共有しておく

👉 日常の関わりの中から、一人ひとりの状況や体調、情緒等を把握する

## ★子どもの所在の把握

子どもの出欠席は、保護者からの連絡をあらかじめ確認しておく。

同時に、連絡がない場合には、適宜学校や保護者と連携をとり、対応をとる。

そのためにも、緊急時の対応について、あらかじめ検討した上で、職員間で共有しておく。

## ★来所時の健康状態や心身の状況の把握

子どもの情緒の安定や健康を守ることにつながる。

# 参考資料

- 厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館. p61-63

科目5

# 子どもの生活面における対応等

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

- ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の把握の大切さ

# 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

- ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の大切さ

# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

- ・日常の衛生管理の大切さとおやつの提供時の衛生管理の徹底の必要性
- ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認とその対応
- ・救急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の基礎知識

# 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

- ・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方
- ・事故やけがの防止と発生時の対応

# まとめ

## 2. 子どもの健康管理に関する 保護者との連絡



## 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

### 放課後児童クラブ運営指針

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

#### 1 育成支援の内容

- (4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。

## 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
- ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
- ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
- ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

## 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

### 放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容 1 育成支援の内容 (4)

⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

- 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
- 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する

## 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

- ◆ 放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援の内容を日常的に伝えること
- ☞ 放課後児童クラブがその役割を果たす上で必要なこと
- ☞ 保護者が安心して子育てと仕事等を両立出来るよう支援すること
- ☞ 保護者に子どもの様子を伝える方法や機会は多様にある。  
それぞれの特徴、活用方法、配慮すべき事項は、放課後児童クラブ運営指針 第3章 4.保護者との連携で解説している

## 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

### 放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容 1 育成支援の内容 (4)

⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

- 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。

- 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する

## 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

### ◆ 出席の状況や健康状態について、常に保護者と密接な連携を図ること

- ☞ 放課後児童クラブがその役割を果たす上で必要なこと
- ☞ 保護者が安心して子育てと仕事等を両立出来るよう支援すること
- ☞ 子どもが放課後児童クラブに通い続けられるようにするために必要

## 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

### 放課後児童クラブ運営指針

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

#### 2 衛生管理及び安全対策

#### (2) 事故やケガの防止と対応

- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。

## 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

### ◆ まずは速やかに適切な処置

- ☞ 応急手当等の初期対応のあり方が非常に重要
- ☞ 少しの対応の遅れが命に関わることもあり得る
- ☞ 放課後児童クラブ職員は応急手当等の具体的な方法についてあらかじめ学んでおき、いざその場面に直面した際には、迅速に対処できるようにしておく



## 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

### ◆ 事故やケガが発生した場合

- 👉 速やかに適切な処置を行う
- 👉 同時に、保護者に連絡し、事故原因等については改めて具体的かつ丁寧に説明することが求められる
- 👉 保護者へ連絡する際には、家庭の状況や保護者の心情に配慮しながら、誠意ある対応を心掛ける
- 👉 万が一、事故やケガが発生した場合の対応や連絡方法について、事前に保護者と共有しておく

## ★ 保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有の大切さ

子どもの出席の状況や健康状態等について常に保護者と密接な連携を図る。

子どもの様子を日常的に保護者に伝え合うことは、放課後児童クラブにおいて育成支援を進めていくためにも重要である。

## ★ 緊急時の連絡の大切さ

対応等を、あらかじめ保護者に伝えておく。

## 参考資料

- 厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館. p.83-84, p.171-172

科目5

# 子どもの生活面における対応等

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

- ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の把握の大切さ

# 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

- ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の大切さ

# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

- ・日常の衛生管理の大切さとおやつの提供時の衛生管理の徹底の必要性
- ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認とその対応
- ・救急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の基礎知識

# 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

- ・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方
- ・事故やけがの防止と発生時の対応

## まとめ

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある 子ども等への対応

# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

## 放課後児童クラブ運営指針

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

#### 1 育成支援の内容

- (4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
- ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
- ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
- ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。



### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### 放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

##### 1 育成支援の内容(4)

⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。

- 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
- おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ おやつ役割・効用

- 👉 栄養補給（補食）としての役割
- 👉 気分転換をし、遊びや活動のもとになる活力を充実させる働き
- 👉 おやつの時間は、子ども同士が、一緒になごやかに楽しむひと時

ゆったりとした雰囲気仲間とともにおやつを楽しむこと  
=子どもにとって生活の場である放課後児童クラブで大切なこと

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### 放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

##### 1 育成支援の内容(4)

⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。

- 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
- おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ おやつ提供に当たって考慮すること

- ☞ 子どもの来所時間や夕食の時間、遊びや生活の流れ、子ども達の状態等から、おやつを提供する時間や内容、量等
- ☞ 提供に際して、安全及び衛生管理に万全を期す必要があること
- ☞ おやつの内容等について、保護者に伝えることが望まれる

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### 放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容 1 育成支援の内容(4)

⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。

- 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

- ◆ 危機管理の一環として対応する  
※命に関わる事故を起こす可能性もあるため
- ◆ 方針
  - 👉 食物アレルギーに関する基礎知識、配慮事項、対応方法等に関する基本的な事項について継続的に学ぶ
  - 👉 緊急時対応のマニュアル等を整備して全職員に周知を徹底する
  - 👉 子ども本人・保護者と共有しておく  
(食物アレルギーの状況は変化する場合があるので、定期的に食物アレルギーの状況や配慮事項を保護者と確かめ合う)

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ 食物アレルギーのある子どもへのおやつ提供前

- ☞ 放課後児童クラブの設備や職員体制を踏まえて対応方針を定める  
(代替食を提供する/おやつを持参してもらう等)
- ☞ 対応と配慮すべき事項は、保護者と相談しながら決め、その内容を全職員に周知する
- ☞ 保護者の同意を得た上で、放課後児童クラブと一緒に生活するほかの子どもにも、食物アレルギーやおやつを食べる際の注意点等について丁寧に説明し、理解や協力を求める

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ 食物アレルギーのある子どもへのおやつを提供

- 👉 おやつを提供する際や子どもが食べる際には、誤配や誤食がないよう、危機管理を徹底し、確認体制を十分に整えて提供する
- 👉 万が一、誤食があった場合、その場で症状が現れなくても必ず保護者に伝える
- 👉 アレルギー症状が現れた場合の対応は、マニュアルに基づく対応を全職員が実践できるように、緊急時を想定した訓練を定期的実施する



# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

## ◆ 食物アレルギーのある子どもへの対応例 (講師撮影) ③

①



②



④



# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

## 放課後児童クラブ運営指針

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

#### 2 衛生管理及び安全対策

##### (2) 事故やケガの防止と対応

- おやつを提供に際して、  
食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、  
放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ 食物アレルギー事故を防止するために必要なこと

- ☞ 書面と面談で保護者と緊密に連携する  
(アレルギー症状を起こす食品や現れる症状、家庭での対応状況、幼稚園、保育所等での対応の経緯や学校での対応状況、医師の指示等を確認する)
- ☞ 放課後児童クラブでの対応方法を相談し、決定していく
- ☞ 対応方法・留意すべき事項は、子ども本人・全職員間で共有しておく

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ 窒息事故を防止するために必要なこと

- ☞ 食品を食べやすい大きさにして提供する
- ☞ よく噛んで食べることを指導する
- ☞ 必ず目を届かせること
  - ・食べる際の姿勢
  - ・おやつの時間（前後を含む）の子どもの様子
- ☞ 食品がのどに詰まった様子が見られた場合、救急車を要請する  
一方で、到着するまで救急隊員の助言に従って対処を試みる

# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

## ◆ 危機管理対応として

- ☞ 緊急時の対応方針を定める
  - ・運用方法と各放課後児童クラブ職員の役割分担を確認する
  - ・対応の手順を全職員の間で周知徹底する
- ☞ 研修等で学んでおくこと
  - ・食物アレルギーの症状が現れた場合や窒息等がみられた場合の見極め方
  - ・救急車の要請
  - ・アナフィラキシー補助治療剤の使用方法を含めた対応
- ☞ 食物アレルギー事故、窒息事故は、素早い判断と救急対応、応急措置が肝要

全職員が子どもの安全を守る当事者としての認識を強く持って事故の防止に取り組む必要があります。

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

<関連法令・通知等>

#### アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

（学校等の設置者等の責務）

第9条 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

〈参考〉

#### 放課後児童クラブでのおやつ提供状況

厚生労働省では、放課後児童クラブ数や利用登録している児童の数（登録児童数）などの状況を把握するための調査「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」を毎年実施し、公表している。

○おやつ提供あり 90%以上

○おやつ提供の時間帯

- ・15時01分～16時00分 およそ70%
- ・16時01分～17時00分 およそ20%

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

## 放課後児童クラブ運営指針

## 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

### 2 衛生管理及び安全対策

#### (1) 衛生管理

手洗いやうがいを励行するなど、  
日常の衛生管理に努める。

また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、  
それらの管理を適正に行い、適切に使用する。



### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ 日常の衛生管理のための取組

- ☞ 清潔を保つための生活習慣を身に付けるよう援助  
(手洗いやうがい、身体・衣服の汚れへの対応等)
- ☞ 子どもと共に日常の衛生管理に努める
- ☞ 放課後児童クラブ職員は、日常の衛生管理に向けた取組のあり方や感染症や食中毒等の予防と対応等に関する基礎知識を習得する
- ☞ 衛生管理の観点から施設設備や備品等を定期的に点検する

# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

## 放課後児童クラブ運営指針

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

#### 2 衛生管理及び安全対策

##### (1) 衛生管理

手洗いやうがいを励行するなど、  
日常の衛生管理に努める。

また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、  
それらの管理を適正に行い、適切に使用する。

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ 必要な医薬品その他の医療品の備え

- ☞ 医師の指示により保護者を通じて児童の医薬品を保管する場合は、適切に管理する
- ☞ 子どもの衛生管理に当たって必要となる医薬品（医薬部外品等）を備える
- ☞ 急な病気や事故に際しての応急手当のためにAED（自動体外式除細動器）等も備えておくことが望まれる

# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

## 放課後児童クラブ運営指針

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

#### 2 衛生管理及び安全対策

##### (1) 衛生管理

- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。

# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

## ◆ 施設設備の衛生管理

- ☞ 子どもが集団生活を営む場  
=多数の子どもが共に生活する環境
- ☞ 日頃から清潔を保ち、衛生管理を行う  
(手洗い場・蛇口等、台所設備、おやつ用の食器、トイレ、下駄箱、  
床・畳・カーペット、棚、掃除用具、ドアノブ、玩具等)
- ☞ 施設設備等の清掃・消毒は、マニュアルやチェックリスト等を定めて  
計画的に行い、実施点検結果を記録する

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ おやつ提供における留意点！

- 👉 食中毒や事故の防止のための点検項目を定め、確認しながら行う（食中毒、食物アレルギー、賞味期限・消費期限等）
- 👉 おやつを提供する放課後児童クラブ職員は、衛生管理を徹底する（手洗いや爪切り、消毒等）
- 👉 おやつ作り際には、取り組むべき衛生管理の内容を明確に定め、遵守することが求められる

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ おやつ提供における留意点2

- 👉 子どもがおやつの準備等を放課後児童クラブ職員と一緒にいる場合、子どもも衛生管理を徹底する  
(手洗い等を行い、爪の状態や傷の有無の確認等)
- 👉 食品の衛生管理とともに、使用する布きんやまな板等も消毒し、乾燥させるなどして食中毒対策をする
- 👉 衛生管理上の留意点は、行事として調理等を行う場合も同様

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

〈参考〉

**消費期限**（期限を過ぎたら食べない方がよい）

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のこと。お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。



### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

〈参考〉

**賞味期限**（おいしく食べることができる期限）

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のこと。スナック菓子、カップめん、チーズ、かんづめ、ペットボトル飲料など、消費期限に比べ、いたみにくい食品に表示されています（作ってから3ヶ月以上もつものは「年月」で表示することもあります）。

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

〈参考〉

#### 消費期限と賞味期限

袋や容器を開けなくて、書かれた通りに保存していた場合の安全やおいしさを約束したものです。

一度開けてしまった食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

## 放課後児童クラブ運営指針

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

#### 2 衛生管理及び安全対策

##### (1) 衛生管理

- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ 感染症を予防するためにあらかじめ行っておくこと

- ☞ 市町村が作成する感染症対策のマニュアル等の内容に従って、罹患した子どもへの対応と感染防止対策を定めておくこと
- ☞ その内容を保護者に伝え、理解と協力を得ておく
- ☞ 汚物処理の用具や消耗品の準備
- ☞ 市町村、保健所や学校等と連携して、日頃から発生状況についての情報収集に努め、予防に努める

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ 感染症が疑われる子どもを発見した場合

- ☞ 他の子どもとの接触を断つ
- ☞ 保護者に速やかに連絡
- ☞ 症状に応じて自宅安静や医療機関への受診を勧める
- ☞ 緊急性があると判断される場合、救急車を要請する
- ☞ 嘔吐物、便等は迅速に処理し、手指の消毒を徹底する
- ☞ 保健所の指示に従い、施設内の消毒、手洗いを徹底する

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

〈参考情報〉

「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」  
(平成30年3月30日子保発0330第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)

乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本が示されています。放課後児童クラブにおける感染症対策のあり方を検討するに当たって参考にしてください。

# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

## 放課後児童クラブ運営指針

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

#### 2 衛生管理及び安全対策

##### (1) 衛生管理

- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ 食中毒を予防するためにあらかじめ行っておくこと

- ☞ 市町村、保健所等と連携の上で、対応の方針や手順を定める
- ☞ 放課後児童クラブと保護者との間で共有しておく



### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

#### ◆ 食中毒の発生が疑われる場合

☞ 速やかに運営主体の責任者に報告

→ 責任者は必要な指示

→ 市町村と保健所に報告

- ・報告内容：食中毒が疑われる者の人数、症状、対応状況等
- ・保健所に対して、指示を求めるなどの措置をとる

☞ 「いつから、何を食べて、どのような症状なのか」等、状況を具体的に把握

☞ 速やかに保護者に連絡し、医療機関への受診を勧める  
(感染症と同様の対応)

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

〈確認〉

#### ◆ 感染症・食中毒が発生した場合の対応

- ☞ 市町村、保健所等と連携し、あらかじめ対応の方針や手順を定めておく
- ☞ 放課後児童クラブと保護者との間で共有しておく
- ☞ 保健所の指示に従い、施設内の消毒、放課後児童クラブ職員や子どもの手洗いを徹底する。消毒薬は適切に使用する。

### 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

〈参考情報〉

#### 「保育所における食事の提供ガイドライン」

(平成24年3月30日雇児保発0330第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)

保育所における食事をより豊かなものにしていくよう検討する際の参考として、食事の提供の意義や具体的なあり方等について示しており、衛生面の配慮についても記載していますので、参考にしてください。

## ★衛生管理の徹底

子どもの健康維持のために、施設や設備の日常の衛生管理が大切である。また、おやつを提供時には衛生管理を徹底し、食中毒等の発生を未然に防ぐ必要がある。

## ★食物アレルギーのある子どもへの対応

子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する。

緊急時の対応等、事前に保護者からの情報提供を確認し、放課後児童クラブ職員の間で共有する。

## ★緊急時対応の基礎知識

アナフィラキシー、誤飲事故等の研修や訓練を実施する。

## 参考資料

○厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館.p.76-79, p.164-167

○農林水産省「消費期限と賞味期限」  
[https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomo\\_navi/featured/abc2.html](https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomo_navi/featured/abc2.html)(参照2021-10-18)

科目5

# 子どもの生活面における対応等

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

- ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の把握の大切さ

# 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

- ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の大切さ

# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

- ・日常の衛生管理の大切さとおやつの提供時の衛生管理の徹底の必要性
- ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認とその対応
- ・救急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の基礎知識

# 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

- ・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方
- ・事故やけがの防止と発生時の対応

## まとめ

## 4. 子どもの安全と安全対策 及び緊急時対応の内容



## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### 放課後児童クラブ運営指針 第1章 総則

### 3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

#### (1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### ◆ 放課後児童クラブにおける育成支援

安全面に配慮するとともに、子ども自身が危険につながる可能性のあることに気付いて対処する、直接の危険に遭遇した時に自分で被害を防ぐあるいは最小限に留めるなど、子どもが自ら危険を回避できるようにしていくことも求められます。

子どもが自ら危険を回避できる力を身に付けるためには、子どもの発達段階や状況に応じた適切な援助が求められます。

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### 放課後児童クラブ運営指針

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

#### Ⅰ 育成支援の内容

- (4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
- ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
- ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
- ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

# 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

## 放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

### 1 育成支援の内容

- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。

○ 子どもが  
自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、  
遊びと生活の環境について  
安全点検と環境整備を行う

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### ◆ 危険の種類や内容 / 子ども自身の対応能力

☞ 年齢・発達の状況により変化

### ◆ 事故やケガを未然に防ぐために

☞ 予測できず、対処判断が不可能な危険（ハザード）を未然に排除できるような対応、管理を考えておく

# 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

## ◆ 点検

- ☞ 遊びや生活が衛生と安全が確保された環境で行われるよう整備する
- ☞ 項目や頻度、点検者を定め、定期的に行う
- ☞ 対象は、外で活動する場合を含む  
(近隣の公園に行く場合や散歩、遠足等)

## ◆ 地域の中で過ごす子どもたち

- ☞ 子どもの行動範囲を中心とした地域の中での行動や環境を把握しておく  
(家庭から学校、学校から放課後児童クラブ、放課後児童クラブから家庭等)

# 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

## 放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容 1 育成支援の内容(4)

- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。



## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### ◆ 適切な援助のあり方

- ☞ 子どもの自己管理能力をいかすことができること
- ☞ その子どもが学習することによって理解することができること、習得することが可能なこと
- ☞ 放課後児童クラブ職員が直接危険から子どもを守ること

適切に組み合わせて対応する

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### ◆ 遊びの場面での援助

- ☞ 子どもの好奇心や意欲も大切にしながら、危険なことについて子ども自身が考え、判断できるように援助していく
- ☞ 想定される危険の内容によっては、安全を確保するための行動のあり方を子ども自身が学ぶ機会を設けることも望まれる

# 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

## 放課後児童クラブ運営指針 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

### 1 育成支援の内容

- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。

○ 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### ◆ 事故やケガの防止、発生時の対応についての方針

- ☞ 運営主体が策定し、放課後児童クラブ職員に周知徹底する
- ☞ 防災・防犯対策、子どもの来所・帰宅時の安全確保等も計画・マニュアル等を作成する
- ☞ 事故や災害の発生時の応急対応や二次被害を防ぐための対応も、計画・マニュアルを作成する
- ☞ 内容を保護者、学校、地域組織や関係機関と共有し、協力して子どもの安全を守る

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### ◆ 訓練の実施

- ☞ 協力体制を含めて、迅速に対応できるようにしておく
- ☞ 事故や災害がもしも起きたら…を想定した訓練を行う
- ☞ 訓練等の実施時に、その都度見直し・改善を図っていくことが望まれる

# 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

## 放課後児童クラブ運営指針

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

#### 2 衛生管理及び安全対策

##### (2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。  
これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### ◆ 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガ

- ☞ 放課後児童クラブの中で子どもが遭遇する危険として最も頻度が高い
- ☞ 施設設備等の些細な不具合が大きな事故やケガにつながる可能性もある
- ☞ 日常的に安全を確認することが求められる  
(施設、設備、遊具、用具、屋外遊びの場所及び遊具等)

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### ◆ 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガの防止

- ☞ 施設設備等の安全点検表を作成し、点検項目や点検頻度、点検者を定め、定期的に点検する
- ☞ 点検の結果は記録しておき、不具合がある場合には必要な補修等を行う
- ☞ 安全点検の対象には、近隣の公園に行く場合や遠足等の放課後児童クラブの外で活動する場合の環境も含まれる
- ☞ 遠足等の場合、行き帰りの経路や現地の状況を、天候や交通事情等も含めて事前に調べておく



# 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

## 放課後児童クラブ運営指針

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

#### 2 衛生管理及び安全対策

##### (2) 事故やケガの防止と対応

- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### ◆ 事故防止マニュアルの整備の視点

- ☞ 事故やケガの防止のために、日常においてどのような点に留意すべきか
- ☞ 事故やケガが起きそうになった場合、起きた場合にどのように対応して被害を少なくするか
- ☞ 効果的に活用できるように訓練や研修を行う
- ☞ 訓練は、実際に事故等が発生した際の迅速な対応につながるため、様々なケースを想定して定期的に行う

# 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

## 放課後児童クラブ運営指針

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

#### 2 衛生管理及び安全対策

##### (2) 事故やケガの防止と対応

- 放課後児童支援員等は、  
子どもの年齢や発達の状況を理解して、  
子どもが自らの安全を守るための行動について  
学習し、習得できるように援助する。

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### ◆ 子ども自身が危険を回避できるようにしていく

- ☞ 危険につながる可能性のあることに子ども自らが気付いて対処できる
- ☞ 直接の危険に遭遇した時に自分で被害を防ぐあるいは最小限に留める

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### ◆ 自ら危険を回避できる力を育てていくために

- ☞ 遭遇する危険は、子どもによって異なる
  - ・子どもの発達段階
  - ・子どもが置かれている状況や行動の内容
- ☞ 子どもの発達段階や場面、状況に応じた適切な援助が求められる

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### 放課後児童クラブにおいて事故等が発生した場合の初期対応の例

放課後児童クラブで事故等が発生した場合の直後の初期対応に当たって必要な事項の要点を紹介します。事故等が発生した場合の対応マニュアルの作成や想定訓練に活用してください。

(財団法人児童健全育成推進財団・事故防止マニュアル作成委員会「児童館における安全対策ハンドブック」(2005(平成17)年発行)をもとに作成)

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### 1. 状況の把握・応急対応

- ① 被害やケガの状況を把握する。  
ケガの受傷部位、受傷程度、命の危険や大きな損傷等の有無を判断する。
- ② 必要に応じて応急処置（止血、冷やす、安静、AEDの使用、人工呼吸等）を行う。  
外部の医療機関（救急車・近隣の医院等）で対応する必要があるかについて、迅速に判断する。

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

③ 救急車の要請が必要な場合は、  
迅速に119番に通報する。

窒息の場合等は、少しの対応の遅れが命に関わることもある。また付き添いが必要になる際の担当（順番）や、その際に持参する情報等が用意されているか否かも、救急時対応の速度に影響する。

④ 情報収集を行う。  
事故が起きた前後の状況と事故の内容を把握する。



# 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

## 2. 被害の拡大と二次被害を防ぐ

- ① 応急処置の対応と並行して、他の子どもの安全確保を行う。

事故の場合は、他の子どもに被害が及ぶケースもあり、事故を目撃することで心理的なダメージを受けることもあるので、子どもを事故現場から遠ざける、安全な場所に移す、子どもの気持ちを落ち着かせるなどの対応を行う。

- ② 必要と判断した時は、消防署、警察署等への通報も行う。

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### 3. 被害に遭った（負傷した）子どもの保護者への連絡

- ① 緊急性があると判断した時は、  
事故の内容を確認した時点で保護者に連絡する。
- ② 保護者に連絡する際には、  
事故の状況と負傷の様子について、  
簡潔・適切に報告する。  
必要がある場合は  
医療機関等へ急行してもらうこともある。
- ③ 緊急性がないと判断した場合でも、  
保護者には可能な限り早く連絡する。

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

負傷の部位や程度によっては、放課後児童クラブ職員が子どもを家庭まで送り届け、直接保護者に説明するなど、丁寧な対応をする。

被害に遭った（負傷した）子どもと保護者の心情を十分察して対応し、信頼関係を築くよう、誠意ある対応を心掛ける。

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### 4. 運営主体の責任者・市町村への連絡

- ① 運営主体の責任者が放課後児童クラブと離れたところにいる場合は、1～3の応急対応と併せて、緊急時の連絡方法をあらかじめ決めておき、迅速に事故の経緯と応急対応の内容を伝え、その後の対応を話し合う。
- ② 事故発生時の市町村への連絡方法をあらかじめ取り決めておき、それに従って連絡する。

# 本項目のまとめ

**★育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方**  
安全面に配慮しながら、子どもが自ら危険を回避できるようにする。

## **★事故やけがの防止と発生時の対応**

日常の遊びや生活の中で起きる事故やけがの防止のためには、日常的に安全点検を行う。

万が一、事故等が発生した場合は初期対応が重要になる。そのためにも、緊急時の連絡体制等は、前もって確立して職場で共有し、実際に運用できるように訓練を行う必要がある。

## 参考資料

- 厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館.p.26-27, p.80-83, p.167-169, p.173-174

科目5

# 子どもの生活面における対応等

# 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

- ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の把握の大切さ

# 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

- ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の大切さ

# 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

- ・日常の衛生管理の大切さとおやつ提供時の衛生管理の徹底の必要性
- ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認とその対応
- ・救急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の基礎知識

# 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

- ・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方
- ・事故やけがの防止と発生時の対応

## まとめ



# まとめ

# まとめ

## 1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

○出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の把握の大切さ

○子どもの所在の把握＝出席確認

- 子どもの出欠席は、保護者からの連絡をあらかじめ確認しておくこと。
- 同時に、連絡がない場合には、適宜学校や保護者と連携をとり、対応をとること。
- そのためにも、緊急時の対応について、あらかじめ検討した上で、職員間で共有しておくこと。

○来所時の健康状態や心身の状況の把握

- 子どもの情緒の安定や健康を守ることにつながること。

# まとめ

## 2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

○保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の大切さ

○保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有の大切さ

- 子どもの出席の状況や健康状態等について常に保護者と密接な連携を図ること。

- 子どもの様子を日常的に保護者に伝え合うことは、放課後児童クラブにおいて育成支援を進めていくためにも重要であること。

○緊急時の連絡の大切さ

- 対応等を、あらかじめ保護者に伝えておくこと。

## 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応 Ⅰ

- 日常の衛生管理の大切さとおやつの提供時の衛生管理の徹底の必要性
- 食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認とその対応
- 緊急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の基礎知識

### ○ 日常の衛生管理の徹底

- 子どもの健康維持のために、施設や設備の日常の衛生管理が大切であること。
- おやつの提供時には衛生管理を徹底し、食中毒等の発生を未然に防ぐ必要があること。

# まとめ

## 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応 2

- 日常の衛生管理の大切さとおやつの提供時の衛生管理の徹底の必要性
- 食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認とその対応
- 緊急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の基礎知識

### ○ 食物アレルギーのある子どもへの対応

- 子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応すること。
- 緊急時の対応等、事前に保護者からの情報提供を確認し、放課後児童クラブ職員の間で共有すること。

### ○ 緊急時対応の基礎知識

- アナフィラキシー、誤飲事故等の研修や訓練を実施すること。

# まとめ

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

- 育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方
- 事故やけがの防止と発生時の対応

### ○ 育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方

- 安全面に配慮しながら、子どもが自ら危険を回避できるようにすること。

### ○ 事故やけがの防止と発生時の対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やけがの防止のためには、日常的に安全点検を行うこと。
- 万が一、事故等が発生した場合は初期対応が重要になること。
- そのためにも、緊急時の連絡体制等は、前もって確立して職場で共有し、実際に運用できるように訓練を行う必要があること。